

届出先関係行政機関及び届出方法

(介護保険法第 115 条の 32、同法施行規則第 140 条の 40)

(1) 概要

事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なります。

事業所等の展開状況		届出先関係行政機関
事業所等が複数の都道府県に所在する事業者	事業所等が 3 つ以上の地方厚生局管轄区域にある事業者	厚生労働省老健局
	事業所等が 1 又は 2 つの地方厚生局管轄区域にある事業者	事業者の主たる事務所等のある都道府県
事業所等が指定都市のみに所在する事業者		事業所等のある指定都市
地域密着型サービス(予防を含む)のみを行なう事業者であって、事業所等が同一市町村にのみ存在する事業者		事業所等のある市町村
以外の事業者		事業所等のある都道府県 (指定都市及び中核市は届出先ではありません)

(2) に該当する事業者の具体的な届出方法

以下を参照し、必要書類を厚生労働省老健局へ提出してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 業務管理係

(3) に該当する事業者の具体的な届出方法

平成 27 年 4 月 1 日から、事業所等が名古屋市にのみ存在する事業者の届出先は名古屋市になりました。 に該当する事業者が、名古屋市以外の愛知県内で事業所を始めた場合は、 に該当します。その際は区分変更届出書を愛知県高齢福祉課へ提出してください。

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10
名古屋丸の内ビル7階
名古屋市介護事業者指定指導センター

(4) に該当する事業者の具体的な届出方法

必要書類を1部、以下のあて先に、郵送若しくは持参してください。

〒444 - 8601 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市役所福祉部介護保険課事業所指定係

(5) に該当する事業者の具体的な届出方法

必要書類を1部、以下のあて先に、郵送してください。

なお、愛知県の場合、業務管理体制の整備に係る届出は、高齢福祉課介護保険指定・指導グループへ提出してください。所管の福祉相談センター、指定都市(名古屋市)のみに事業所の存在する事業者は除く)及び中核市は届出先ではありませんので、間違えないようにお願いいたします。

〒460 - 8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループ